

証券コード7601
2023年5月15日

株 主 各 位

広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社 **ポプラ**
代表取締役社長 目 黒 俊 治

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第48期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.poplar-cvs.co.jp/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7601/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ポプラ）または証券コード（7601）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月29日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付願ひ申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第48期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による種類株式（A種種類株式）発行の件
- 第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金処分の件
- 第4号議案 取締役2名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

以上

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

なお、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告の一部であります。

また、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」は、監査報告の作成に際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示があったものとして取り扱います。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案のA種種類株式の発行を可能とするために、当社の発行する新たな種類の株式として、A種種類株式を追加し、A種種類株式に関する規定を新設するとともに、発行可能株式総数の増加を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,160,072株</u> とする。 (新設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,174,072株</u> とする。 <u>2. 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u> 普通株式 <u>36,160,072株</u> A種種類株式 <u>14,000株</u>
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は100株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は100株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。
第9条～第11条 (条文省略)	第9条～第11条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	第2章の2 A種種類株式
(新設)	<p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p><u>第11条の2 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、配当基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下、A種種類株主という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下、A種種類株主等という。）に対し、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、A種優先配当金という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>2. A種優先配当金の額は、50,000円（以下、払込金額相当額という。）に、以下に定める料率（以下、A種優先配当年率という。）を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(a) <u>配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合</u> 年率5.5%</p> <p>(b) <u>配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合</u> 年率6.5%</p> <p>(c) <u>配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合</u> 年率7%</p> <p>(d) <u>配当基準日が2027年2月末日に終了する事業年度に属する場合および2028年2月末日に終了する事業年度に属する場合</u> 年率8%</p> <p>(e) <u>配当基準日が2029年3月1日以降の日である場合</u> 年率7%</p> <p><u>ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（A種累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</u></p> <p><u>3. 当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金およびA種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>4. <u>ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積（本項に従い累積する金額を、A種累積未払配当金相当額という。）する。当社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u></p> <p><u>（残余財産の分配）</u></p> <p><u>第11条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11条の9第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本条第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下、A種残余財産分配額という。）の金銭を支払う。</u></p> <p><u>ただし、本項においては、残余財産の分配が行</u></p>

現行定款	変更案
	<p>われる日（以下、分配日という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われたいものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種剰余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. A種種類株主等に対しては、前項のほか、剰余財産の分配は行わない。</p> <p>3. A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額（以下、A種日割未払優先配当金額という。）は、払込金額相当額にA種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該分配日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。）から、当該分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。</p> <p>ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（A種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該分配日に係るA種日割未払優先配当金額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>4. A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> <u>第11条の4 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、本条第2項に定める数の普通株式（以下、請求対象普通株式という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、普通株式対価取得請求といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、普通株式対価取得請求日という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</u> <u>2. A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額および(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額を、本条第3項および第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項においては、普通株式対価取得請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>3. 取得価額は、当初、154円とする。</p> <p>4. <u>以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</u></p> <p>① <u>普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p><u>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</u></p> <p>② <u>普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</u></p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p><u>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合</p> <p>(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、取得価額調整式という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、株主割当日という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{新たに発行する普通株式の数}) + \text{普通株式1株当たりの時価}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$

現行定款	変更案
	<p>④ 当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑤ 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下</p>

現行定款	変更案
	<p>記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>⑥ 上記③ないし⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式および新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①な</p>

現行定款	変更案
	<p><u>いし③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>③ その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、VWAPという。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p> <p>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>5. 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>6. 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p>7. 当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権)</p> <p>第11条の5 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、</p>

現行定款	変更案
	<p>償還請求日という。)として、当社に対して書面による通知(以下、償還請求事前通知という。)を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下、償還請求という。)ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする(以下、当該金銭を交付する日を、金銭交付日という。)</p> <p>(a) 金銭交付日が払込期日以降2026年5月31日までの期間に属する場合 1.05</p> <p>(b) 金銭交付日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06</p> <p>(c) 金銭交付日が2028年6月1日以降の日である場合 1.07</p> <p>なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、償</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>2. 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>3. 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 第11条の6 当社は、2026年5月31日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、金銭対価償還日という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができる(以下、金銭対価償還という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換</p>

現行定款	変更案
	<p><u>えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii)金銭対価償還日における①払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、ならびに②A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>(a) 金銭対価償還日が2026年5月31日である場合</u></p> <p><u>1.05</u></p> <p><u>(b) 金銭対価償還日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合</u></p> <p><u>1.06</u></p> <p><u>(c) 金銭対価償還日が2028年6月1日以降の日である場合</u></p> <p><u>1.07</u></p> <p><u>なお、本条においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(譲渡制限)</u> <u>第11条の7 A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u> <u>第11条の8 当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u> <u>2. 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> <u>当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(優先順位)</u> <u>第11条の9 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額および普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主等と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</u> <u>2. A種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式が第1順位、普通株式が第2順位とする。</u> <u>3. 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第17条の2</p> <p><u>当社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>2. 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>4. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>5. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
<p>第18条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第39条 (現行どおり)</p>

第2号議案 第三者割当による種類株式（A種種類株式）発行の件

当社は、会社法第199条の規定に基づき、下記に記載の要領にて、HiCAP4号投資事業有限責任組合（以下「HiCAP4号」といいます。）およびMIT広域再建支援 投資事業有限責任組合（以下「MIT広域再建支援」といい、HiCAP4号と併せて個別にまたは総称して「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当によるA種種類株式の発行（以下「本第三者割当」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。また、本第三者割当によって25%以上の希薄化が生じる可能性があるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認の手続きとして、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当は、第1号議案が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生することを条件とします。

1. 募集株式の内容

(1) 募集株式の種類および数	A種種類株式	14,000株
(2) 払込金額	1株につき金	50,000円
(3) 払込総額		700,000,000円
(4) 増加する資本金		350,000,000円
(5) 増加する資本準備金		350,000,000円
(6) 払込期日		2023年5月31日（水曜日）
(7) 募集または割当方法	第三者割当の方法により、A種種類株式をそれぞれ以下のとおり割り当てる。 HiCAP4号投資事業有限責任組合 MIT広域再建支援 投資事業有限責任組合	6,000株 8,000株
(8) 募集株式の内容	A種種類株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。	

2. 募集株式を引き受ける者に対して特に有利な払込金額であるとされる可能性のある募集株式の発行をすることを必要とする理由および発行条件等の合理性

(1) 本第三者割当の経緯・目的

当社事業の根幹であるコンビニエンスストア（以下「CVS」といいます。）業界においては、生活スタイルの多様化や単身世帯の増加を背景に国内店舗数が2017年には5万8千店近くまで拡大してまいりましたが、ドラッグストアや食品スーパーでのCVS取扱い商材の取込みによる競合化や雇用環境の変化によりCVSの経営は厳しさを増し、当社事業は収益性の悪化が続きました。

当社はこのような状況の中、安定的な利益の確保に向けて大規模な事業構造改革に着手いたしま

した。

新規出店については、それまでの住宅地や幹線道路沿いをメインとする24時間営業が基本の店舗展開から、売上規模は若干小規模ながら競争環境の緩やかな、病院や企業、学校といった施設内店舗の運営に活路を見だし、従来型の店舗に関しては、資本業務提携している株式会社ローソンと連携し「ローソン・ポプラ」ブランドへの転換を図りました。

更に施設内店舗に関しては、大半が24時間営業を行わない店舗であることから、日配品や加工食品、雑貨などを1日5回各店舗へ配送していた従来の形から、全てを自社センターへ集約することで1日1回の配送への転換を図りコストを削減し、効率的な運営を目指しました。

これらに加え、2022年5月に改訂した中期事業計画（2022年2月期～2024年2月期）に基づき、利益獲得の中核となる「ローソン・ポプラ事業」を軸として展開しつつ、ポプラの本体事業である施設内店舗（社内呼称「スマートストア事業」）の再編を行い、収益向上に向けた収益体制づくりを着実に進めてまいりました。

一方、時を同じくして新型コロナウイルス感染拡大により経済活動は停滞し、人流の制限に伴い当社が推進した施設内店舗においては、大学授業の完全リモート化や病院の面会禁止などにより、立地によっては2022年2月期の売上が2019年2月期比で40%以上減少するという大打撃を受ける形となり、2022年2月期末において429百万円の債務超過に陥ることになりました。2023年2月期については、前半は新型コロナウイルスの影響が大きく残ったものの、後半は行動制限の緩和に伴う人流の増加により売上也徐々に回復に向かい営業利益は7期ぶりの黒字となりましたが、会計監査人による会社法監査において個別業績へ減損損失を計上すべきとの判断により、債務超過の金額は694百万円に増加することとなりました。

事業は回復の方向にあるものの、上場廃止基準（債務超過）に係る猶予期間は2024年2月29日までであることから、持続的な経営の安定化と財務基盤の回復を実現するためには、早期に債務超過解消を行う必要があると判断し、本第三者割当の実施を決定いたしました。

（2）本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、2022年2月期において債務超過となり、原則として1年以内に純資産の額が正である状態に改善しないときは、上場廃止となりますが、債務超過となった原因が新型コロナウイルス感染症の影響によると認められ、上場維持基準の特例により猶予期間は1年延長されており、2024年2月29日までとなっております。

当社としては、東証スタンダード市場への上場を維持する考えであり、本第三者割当により、債務超過の解消ならびに調達資金による財務体制の拡充および営業設備の増強を行う予定です。

(3) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当社は、本第三者割当に係る出資の方法および内容に関しては、A種種類株式の払込金額を1株当たり50,000円と決定いたしました。当社としては、当社の置かれた厳しい状況等に加えて、A種種類株式の商品性を踏まえれば割当予定先も本第三者割当を通じて相当のリスクを負担すること等を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関であるクレジオ・パートナーズ株式会社（広島県広島市中区紙屋町一丁目1番17号 代表取締役社長 李志翔）（以下「クレジオ・パートナーズ」といいます。）に対してA種種類株式の価値算定を依頼し、A種種類株式の評価報告書（以下「優先株式評価報告書」といいます。）を取得しております。

第三者算定機関であるクレジオ・パートナーズは、A種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、一定の前提（A種種類株式の転換価額、割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権または割当予定先が金銭を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当社普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率、割引率等）の下、A種種類株式の公正価値の算定をしております。優先株式評価報告書において2023年4月25日の東証終値を基準として算定されたA種種類株式の価値は、1株当たり48,085～54,818円とされております。

上記のとおり、当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、クレジオ・パートナーズによる優先株式評価報告書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額（1株当たり50,000円）は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しています。しかしながら、A種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

(4) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種種類株式については、2023年5月31日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、この取得請求権が当初の取得価額で全て行使された場合、普通株式4,545,454株が交付され、その議決権数は45,454個となります。そのため、A種種類株式の潜在株式数の希薄化率は、2023年2月28日現在の当社の発行済株式総数11,787,822株に対して38.56%、議決権総数117,698個に対して38.62%となり、本第三者割当により希薄化が生じま

す。

一方で、本第三者割当は、当社の債務超過の解消ならびに財務体制の拡充および営業設備の増強に寄与するものと考えており、既存株主の皆様に対して潜在的に希薄化は生じるものの、当社財務体質の再構築および成長分野への投資や構造改革を通じて、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。

(5) 割当予定先を選定した理由

当社は本第三者割当において、複数の事業会社や投資家候補と接触を重ね、当社の現況、事業概要、事業戦略、財務状況および課題について理解したうえで、資金調達に賛同いただける割当予定先を検討してまいりました。その中で、当社のメインバンクである株式会社広島銀行より、2022年3月に株式会社MIT Corporate Advisory Servicesのご紹介を受け、事業戦略の見直しに着手いたしました。2022年10月に株式会社MIT Corporate Advisory Servicesとフィナンシャルアドバイザー契約を締結し、株式会社MIT Corporate Advisory Servicesが提示した複数候補の中から割当予定先であるHiCAP4号及びMIT広域再建支援のご紹介を当社から依頼しました。

HiCAP4号は株式会社広島銀行の持株会社である株式会社ひろぎんホールディングス100%出資の投資専門会社であるひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社が組成したファンドとなります。HiCAP4号とは2022年10月より企業価値向上施策等について協議を重ね、HiCAP4号は地域活性化を目的の一つに組成されたファンドであり、投資先の課題解決に当たり、ファンドを通じた資本提供だけでなく、ひろぎんホールディングスグループが持つネットワークやコンサルティング機能の活用も期待できることから、当社の企業価値向上にご協力いただける相手と確信し、2023年4月にHiCAP4号を割当予定先として選定しました。MIT広域再建支援とは2022年10月より企業価値向上施策等について協議を重ね、MIT広域再建支援は、事業の承継・再編・再構築を通じた成長支援を主な目的とし、業務執行組合員である株式会社MIT Corporate Advisory Servicesが蓄積したコンサルティングノウハウやファンドノウハウを活用し、投資先に寄り添った徹底した現場主義によるハンズオン支援により投資先の企業価値の向上を図っているファンドであり、当社の企業価値向上にご協力いただける相手と確信し、2023年4月にMIT広域再建支援を割当予定先として選定しました。

株主の皆様におかれましては何卒諸事情ご賢察のうえ、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金処分の件

当社は、当事業年度末において過年度の累積損失による繰越利益剰余金の欠損額4,534,438,464円を計上するに至っております。

つきましては、今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保と税負担の軽減を図るため、資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分を行いたいと存じます。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

第2号議案の「第三者割当による種類株式（A種種類株式）発行の件」による新株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ350,000,000円増加する見込みであります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「第三者割当による種類株式（A種種類株式）発行の件」が原案どおり承認可決され、A種種類株式の第三者割当に係る払込が行われることを条件に、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えさせていただきますと存じます。

(1) 減少する資本金の額

2023年5月31日時点の資本金の額3,258,867,725円を3,228,867,725円減少して30,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 減少する資本準備金の額

2023年5月31日時点の資本準備金の額1,033,739,220円を全額減少して、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年5月31日

2. 剰余金の処分に関する事項

上記1. の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金4,262,606,945円を全額減少して、繰越利益剰余金に振り替え、同額分の欠損を填補いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 4,262,606,945円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 4,262,606,945円

第4号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、本株主総会において選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案における取締役2名の選任は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「第三者割当による種類株式（A種種類株式）発行の件」が原案どおり承認可決され、A種種類株式の第三者割当に係る払込が行われることを条件といたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	ますい けいたろう 増井 慶太郎 (1965年10月10日)	1988年4月 株式会社広島銀行入行 2008年10月 同行下松支店長 2010年10月 同行資金証券部課長 2012年4月 同行総合企画部室長 2014年4月 同行皆実町支店長 2017年4月 同行国際営業部長 2021年10月 ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役社長（現任） 2021年11月 伊都岐観光株式会社取締役（現任） 2022年4月 株式会社ティーアイ・ホールディングス取締役（現任） 2022年9月 株式会社アイピーシー取締役（現任） (重要な兼職の状況) ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社代表取締役社長 伊都岐観光株式会社取締役 株式会社ティーアイ・ホールディングス取締役 株式会社アイピーシー取締役	0株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 金融機関その他企業の役員等を歴任した豊富な経験と高い見識を有することから、当社の経営全般に対する的確な助言や監督を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の経営陣幹部の選解任や役員報酬等の決定に対し、客観的、中立的立場で関与していただく予定です。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	まつもと あきら 松本 章 (1971年4月21日)	1994年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入 行 1999年10月 KPMGセンチュリー監査法人（現有限責任あずさ 監査法人）入所 2003年4月 株式会社MIT Corporate Advisory Services 代表取締役社長（現任） 2003年5月 公認会計士登録 2008年6月 株式会社ダスキン社外監査役 2020年6月 株式会社デザート社外監査役（現任） 2020年6月 株式会社ファンケル社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社MIT Corporate Advisory Services代表取締役社長 株式会社デザート社外監査役 株式会社ファンケル社外取締役	0株
【選任理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として、財務・会計に関する専門知識を有し、さらに企業経営者としてコンサルティング の業務に携わり、経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有することから、当社が目指す経営計画 の実現及び取締役会の実効性向上への貢献を期待し、社外取締役としての選任をお願いするもので あります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の経営陣幹部の選解任や役 員報酬等の決定に対し、客観的、中立的立場で関与していただく予定です。			

- (注) 1. 増井 慶太郎氏及び松本 章氏は、新任の社外取締役候補者であります。
2. 候補者の増井 慶太郎氏の重要な兼職先であるひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社は、当社のメインバンクである株式会社広島銀行の持株会社であるひろぎんホールディングスの100%子会社であります。当社は、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社を業務執行組合員とするファンドであるHiCAP4号投資事業有限責任組合との間で引受契約を締結しており、本総会で必要な承認が得られることを条件に、同ファンドを割当先として、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行する予定です。
- 当社は、候補者の松本 章氏の重要な兼職先である株式会社MIT Corporate Advisory Servicesとの間でフィナンシャルアドバイザー契約を締結しております。また、株式会社MIT Corporate Advisory Servicesを業務執行組合員とするファンドであるMIT広域再建支援 投資事業有限責任組合との間で引受契約を締結しており、本総会で必要な承認が得られることを条件に、同ファンドを割当先として、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行する予定です。
3. 増井 慶太郎氏及び松本 章氏の選任が承認された場合は、当社と両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を

締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の36頁に記載のとおりです。各候補者が取締役を選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 本株主総会終了後の経営体制

氏名 地位・役職	属性				スキル (知識・経験・能力)					
	年齢	性別	独立性	指名・報酬 委員会	経営	営業	財務・ 会計	法務	M&A	E S G
目黒 俊治 代表取締役 会長	79	男性			○	○				
岡田 礼信 代表取締役 社長	53	男性			○		○	○		
藏田 和樹 社外取締役	69	男性	独立	○	○	○	○		○	
増井慶太郎 社外取締役	57	男性		○	○	○	○		○	
松本 章 社外取締役	52	男性		○	○	○	○		○	
浴森 章 常勤社外監査役	73	男性	独立	○	○	○				
平谷 優子 社外監査役	52	女性	独立	○				○		○
小林 重道 社外監査役	65	男性	独立	○			○			

- (注) 1. 上記は、各役員に特に期待するスキルを示すものであり、各役員が有する全ての知見を表しているものではありません。
2. 経験とは、該当する業務や役職に、原則として通算3年以上従事していたものを指します。

スキルの説明

スキル	概要
経営	会社経営・マネジメントに関する知識・経験・能力
営業	営業戦略・マーケティングに関する知識・経験・能力
財務・会計	財務・会計・税務・金融に関する知識・経験・能力
法務	法務・コンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する知識・経験・能力
M&A	M&Aに関する知識・経験・能力
E S G	環境・社会・ガバナンス、サステナビリティに関する知識・経験・能力

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

1. 新たな会計監査人として監査法人FRIQを候補者とした理由

監査役会が監査法人FRIQを会計監査人の候補者とした理由につきましては、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制、監査報酬の水準ならびに新たな視点での監査が期待できること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

2. 会計監査人候補者の名称等

(2023年3月31日現在)

名 称	監査法人FRIQ	
事 務 所	主たる事務所	東京都千代田区鍛冶町2丁目7番15号
	その他の事務所	仙台オフィス、大阪オフィス
沿 革	2021年1月	監査法人FRIQ設立
概 要	資本金	12百万円
	構成人員	
	代表社員 (公認会計士)	1名
	社 員 (公認会計士)	10名
	社 員	1名
	職 員 (公認会計士)	32名
	職 員	13名
	合 計	57名

以上

事業報告

(2022年 3月 1日から
2023年 2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限の緩和により感染防止と経済活動の両立が進み、景気に持ち直しの動きが見られました。一方で、ウクライナ情勢に起因する原材料やエネルギー価格の世界的な高騰は継続しており、個人消費の冷え込みが懸念される先行き不透明な状況で推移しました。

コンビニエンスストア業界においては、大手の寡占状態が進み、1店舗あたりの客数が減少しつつある中、コロナ禍で一層減少した客数の回復に向け、新たな商品・サービスの開発競争が激化しております。また、人手不足や人件費、光熱費の高騰による個店運営環境の悪化など、厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、改訂中期事業計画（2022年2月期～2024年2月期）に基づき、中核となる「ローソン・ポプラ事業」で着実に収益を獲得しつつ、「スマートストア事業」の再編を行い、グループでの黒字化に向けた収益体制の構築を進めております。

<スマートストア事業>

「ポプラ」「生活彩家」ブランドで施設内へ展開する事業は、行動制限の緩和による人流の回復に伴い、当連結会計年度における既存店ベースの売上前連結会計年度比は105.6%と回復が進みましたが、当社が政策的に出店してきた施設内店舗では、コロナ前の売上と比較すると、当連結会計年度末では83.6%と完全な回復には時間を要する状況となっております。

営業部門では、「その場で当たるポイント還元キャンペーン」や、特定の商品を購入すれば必ず話題の商品がもらえる販売促進策「ONE BUY ONE」企画を継続して行い、来店リピート率の向上に努めました。そして、当社の看板商品である、炊きたての店炊きごはんをお弁当に盛り付ける「ポップ弁」が2023年に40周年を迎えることから、「ご愛顧感謝のお弁当」を期間限定で段階的に3品販売しました。ポプラのお弁当づくりの原点とも言える、あたたかいごはんをおかずをたっぷりと詰め込んだボリューム満点の内容で、ポプラらしいと好評を得ることができました。

また、お客様の近くに売場を構える新たな戦略として、事業所内の一角に1坪から5坪程度の無人ミニコンビニを設置する「スマートセルフ」事業をスタートさせ、当連結会計年度においては27店舗を出店しました。スタートから培ってきた実績をもとに、立地場所や環境によるニーズに合わせた什器の設置や商品を品揃えし、売上の拡大を図っております。また、初期投資の縮小化も視野に入っており、新たな店舗スタイルとしてフランチャイズ展開を目論んでおります。

製造・卸部門では、「ポプラ」及び「ローソン・ポプラ」両ブランド店舗に向けて「ポップ弁」の販売強化に努めたほか、外販事業を本格的に開始いたしました。また、2022年12月にはマイナス60℃で瞬間凍結可能な冷凍設備の導入を完了、老健施設等向けの調理済み冷凍惣

菜や冷凍弁当の販売に向けた準備を開始しております。

出店については、経済活動の正常化に伴い、14店舗を出店したほか、スマートセルフ店舗27店舗を加えて、合計41店舗を出店しました。閉店については不採算店舗、コロナ禍での事業撤退店舗など32店舗を閉店した結果、期末店舗数は262店舗（前連結会計年度末：253店舗）となりました。

これら活動の結果、スマートストア事業の営業総収入は4,983百万円（前連結会計年度比4.6%減）、営業利益は76百万円（前連結会計年度実績：営業損失564百万円）となりました。

<ローソン・ポプラ事業>

当連結会計年度で2年目を迎えたローソン・ポプラ事業は、「withコロナ」による行動制限の緩和や、全国旅行支援の政策による外出・行楽需要を受け、当連結会計年度において既存店売上前連結会計年度比は110.7%と好調に推移しました。また、一部の店舗でデリバリーサービスを導入したほか、無印良品の商品や焼き芋を取り扱うなど、ローソンチェーンとしての施策を着実に実行する一方、ローソングループの中でもポップ弁を取り扱う特徴あるお店として「出来たてポップ弁当揚げ1個増量セール」など、ポップ弁販売店舗として独自のキャンペーンを行い、ポップ弁40周年「ご愛顧感謝のお弁当」においては本家チェーンよりも広いエリアで販売することで、セグメント利益とグループ全体の利益を追求し、グループとしてポプラの認知度向上に貢献しました。

出店については、当連結会計年度において1店舗を出店し、昨年のブランド転換以降、収益改善が進まなかった不採算直営店4店舗を閉店した結果、期末店舗数は108店舗となりました。また、社員の独立支援や既存オーナーの複数店経営を推進し、当連結会計年度において12店舗のFC化を実現して、管理コスト削減による収益改善を行うとともに、ローソンのメガフランチャイザーとしての体制づくりを実現してまいりました。

店舗運営・コントロールにおいても、適正な発注や商品廃棄、人員の配置など、1年目と比較して格段に統制のとれた、きめ細かな店舗管理に取り組んだ結果、ローソン・ポプラ事業の営業総収入は7,244百万円（前連結会計年度比1.3%増）、営業利益は437百万円（前連結会計年度実績：営業損失192百万円）となりました。

これらの結果、売上の状況につきましては、コロナ禍の影響を大きく受けていた施設内店舗の売上が回復に転じたことや、行動制限の緩和に伴い前連結会計年度比では改善が進んだものの、政策的に直営店舗のフランチャイズ化を推進した結果、当連結会計年度の営業総収入は13,064百万円（前連結会計年度比4.1%減）となりました。対して利益面においては、フランチャイズ店舗化を含めて構造改革の成果が出てきており、粗利益の改善や費用の圧縮が進んだ結果、営業利益は55百万円（前連結会計年度実績：営業損失1,099百万円）、経常利益は73百万円（同：経常損失1,007百万円）の計上となりましたが、ソフトウェア他の減損損失を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は237百万円（同：親会社株主に帰属する当期純損失518百万円）となりました。

<事業別の営業総収入>

事業区分	第47期 (2022年2月期) (前連結会計年度)		第48期 (2023年2月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
スマートストア事業	5,224	38.3	4,983	38.1	△240	△4.6
ローソン・ポプラ事業	7,234	53.1	7,244	55.5	9	0.1
その他	1,170	8.6	836	6.4	△333	△28.5
営業総収入	13,629	100.0	13,064	100.0	△564	△4.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額で225百万円であり、そのうち主なものは、次のとおりであります。

スマートストア事業 システム改修 141百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	期	第45期 (2020年2月期)	第46期 (2021年2月期)	第47期 (2022年2月期)	第48期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
営業総収入(千円)		25,370,179	19,240,578	13,629,524	13,064,893
経常利益(△損失)(千円)		△219,447	△1,012,801	△1,007,504	73,030
親会社株主に帰属する当期純損失(千円)		△330,327	△1,318,022	△518,492	△237,796
1株当たり当期純損失(円)		△28.02	△111.82	△43.99	△20.17
総資産(千円)		9,993,034	7,721,318	4,179,676	3,872,113
純資産(千円)		1,589,332	285,411	△429,433	△694,242
1株当たり純資産額(円)		134.83	24.21	△36.43	△58.90

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが、2類相当から5類へ移行することで経済活動は回復に向かうと想定される一方、ウクライナ情勢に起因する原材料やエネルギー価格の世界的な高騰に伴う物流コストの上昇など、経営環境のリスクにも対応できる収益体制の再構築が求められます。

CVSを取り巻く環境は、国内店舗数が58千店を超えて頭打ちの状況であり、客数は5年連続前年割れとなっています。さらに労働力不足、人件費の高騰など加盟店の経営状況は厳しさを増しており、大手CVSチェーンにおいては低日販店舗からの撤退、新規出店を見合わせ、既存店投資を優先するなどの慎重な経営姿勢も見受けられます。

一方で売店高度化のニーズはなお多く存在しており、このような状況の中、当社グループは事業者ニーズの受け皿になるべく、強みを活かした事業モデルの再構築を行い、大規模店から小規模店まで「流通小売業の専門商社を目指す」を事業方針に、様々な店舗スタイルのラインナップを用意して店舗開発を行ってまいります。

フルスペックコンビニとしては「ローソン・ポプラ」ブランドを、施設内コンビニとしては「ポプラ」「生活彩家」ブランド、その他、超小規模無人コンビニスタイルの「スマートセルフ」、あるいはコンビニ未満の売店へは「商品供給事業（問屋業）」を事業者ニーズに合わせ提供することが可能となっております。

もう一方の事業スタイルとして、自社運営の弁当惣菜工場を保有しており、新たに開始する冷凍惣菜・弁当の製造を含めて「製造小売業」としてのプロダクトアウトも推進してまいります。

これら独自の商品施策、フレキシブルな対応により、加盟店・事業者・本部がいずれも「持続可能なサービスの提供」を実現すべく、事業に取り組んでまいります。

<継続企業の前提に関する重要事象等>

当社グループは、当連結会計年度において純資産が694百万円の債務超過となっております。また、当社は、営業損失428百万円、当期純損失528百万円を計上し、純資産が942百万円の債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していると認識しております。

しかしながら、「1. 企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及び成果」に記載のとおり、行動制限の緩和や、全国旅行支援の政策による外出・行楽需要等の影響により、既存店売上高は好調に推移しているとともに、今後は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、2類（相当）から5類に変更される見込みとなり、2024年2月期の当社グループの業績は堅調に推移する見込みとなっております。また、外販事業を本格的に開始するために、冷凍設備を導入し、販売に向けた準備を開始しております。

これらの状況に加え、資金面に関しては、主要取引銀行と2,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、当面の資金を確保していること、また、その他各取引銀行と利用の都度、審査は必要となるものの、総額1,000百万円の当座貸越契約を締結していることから、重要な資金繰りの懸念はありません。

従って、当該事象または状況の解消ができるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

＜剰余金の配当等の決定に関する方針＞

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な政策の一つとして位置付けており、安定的な配当の継続を重視するとともに、実績、経営情勢に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としておりますが、当事業年度の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化等を総合的に勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。今後は、業績の回復・収益の向上を図り、早期の復配を目指しますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
ポプラ保険サービス株式会社	3,000	100	保険代理店事業
株式会社ポプラリテール	10,000	100	コンビニエンスストア事業

(7) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社グループは、フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営を主要業務として営んでおります。

(8) 主要な事業所及び店舗（2023年2月28日現在）

① 事業所

区 分		名 称	所 在 地
当社	事務所	本社	広島市安佐北区
		東京支店	東京都港区
		福岡支店	福岡市博多区
	商品センター	広島商品センター	広島市安佐北区
		岡山商品センター	岡山県総社市
	工場	広島工場	広島市安佐北区
岡山工場		岡山県総社市	
ポプラ保険サービス株式会社			広島市安佐北区
株式会社ポプラリテール			広島市南区

② 店舗

都道府県	店舗数（うち直営店舗）	都道府県	店舗数（うち直営店舗）
広島県	58店舗（34店舗）	兵庫県	7店舗
岡山県	13店舗	大阪府	13店舗
山口県	9店舗	京都府	4店舗
島根県	6店舗	滋賀県	3店舗
鳥取県	5店舗	東京都	36店舗（3店舗）
愛媛県	1店舗	神奈川県	14店舗（1店舗）
福岡県	35店舗（1店舗）	千葉県	27店舗
佐賀県	4店舗	埼玉県	16店舗
熊本県	8店舗	茨城県	3店舗
計		262店舗（39店舗）	

(9) 従業員の状況（2023年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
181名	18名減

(注) 上記の他にパートタイマー・アルバイトは、226名（1人1日8時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
124名	3名増	48.0歳	19.5年

(注) 上記の他にパートタイマー・アルバイトは、99名（1人1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先の状況（2023年2月28日現在）

借入先	借入金残高
株式会社広島銀行	1,307百万円

- (注) 1. 当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額2,000百万円のコミットメントライン契約を株式会社広島銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は700百万円であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,160,072株
- (2) 発行済株式の総数 11,787,822株 (うち自己株式791株)
- (3) 株主数 7,555名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
目 黒 俊 治	2,400,744株	20.36%
株 式 会 社 口 ー ソ ン	2,150,300	18.24
ポ プ ラ 協 栄 会	1,366,909	11.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	362,000	3.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	293,600	2.49
株 式 会 社 広 島 銀 行	212,960	1.80
ポ プ ラ 社 員 持 株 会	205,231	1.74
東京海上日動火災保険株式会社	159,720	1.35
三菱UFJ信託銀行株式会社	133,100	1.12
株 式 会 社 目 黒	126,100	1.06

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	目黒俊治	株式会社ポプラリテール代表取締役社長
取締役	岡田礼信	副社長執行役員 ポプラ保険サービス有限会社取締役社長
取締役	藏田和樹	藏田事務所代表 株式会社ひまわりプラン代表取締役 田中電機工業株式会社代表取締役社長
常勤監査役	浴森章	
監査役	平谷優子	ひかり総合法律事務所
監査役	小林重道	小林重道税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役藏田 和樹氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役浴森 章氏、平谷 優子氏及び小林 重道氏は社外監査役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役小林 重道氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び全監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役・監査役及び執行役員で、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、会社役員としての業務の遂行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等の損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ただし、当該保険契約により被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害に対しては填補の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 事業年度中に就任した取締役及び監査役

2022年5月26日開催の第47期定時株主総会において、目黒 俊治、岡田 礼信、藏田和樹の各氏が取締役に、平谷 優子氏が監査役にそれぞれ就任しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
井関 廉浩	2022年5月26日	任期満了	取締役副社長執行役員
大竹 修	2022年5月26日	任期満了	取締役執行役員社長室長

③ 取締役の地位・担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
岡田 礼信	取締役副社長執行役員	取締役執行役員管理本部長	2022年5月26日

(5) 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動

氏名	新	旧	異動年月日
目黒 俊治	代表取締役会長	代表取締役社長	2023年5月30日
岡田 礼信	代表取締役社長	取締役副社長執行役員	2023年5月30日

(6) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

① 基本方針

当社の経営陣幹部・取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役の報酬は「基本報酬」と「業績連動報酬等」（短期）で構成され、社外取締役についてはその職務に鑑み「基本報酬」のみとし、「業績連動報酬等」の適用対象外とする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

「基本報酬」については、月例の固定報酬とし、同業または同規模の他社との比較及び当社の財務状況を踏まえて、担当する職務、責任、貢献度のほか、前期の経営成績及び部門評価を総合的に勘案して決定する。

③ 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

「業績連動報酬等」については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）の達成状況に連動した現金報酬とし、純利益のうち一定割合を基準に、営業利益前年比及び部門予算達成率ならびに取締役会の評価を反映させて算定した額を、毎年一定の時期に賞与として支給する。なお、取締役に賞与を支給する場合は都度株主総会で決議した上で支給する。

④ 金銭報酬等の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行役員の役位別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模で関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとして、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会は、指名・報酬委員会の答申を尊重して、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝1：1とし（KPIを100%達成した場合）、中長期の業績連動報酬等及び株式報酬制度の導入については今後検討する。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬額及び業績連動報酬等額については、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会で決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	対象となる役員の数
取締役 (うち社外取締役)	17,250千円 (3,600千円)	17,250千円 (3,600千円)	—	(—)	—	5名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	6,000千円 (6,000千円)	6,000千円 (6,000千円)	—	—	—	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	23,250千円 (9,600千円)	23,250千円 (9,600千円)	—	(—)	—	8名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1998年5月28日開催の第23期定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1998年5月28日開催の第23期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
4. 上記には、2022年5月26日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役藏田 和樹氏は、蔵田事務所代表、株式会社ひまわりプラン代表取締役及び田中電機工業株式会社代表取締役社長を務めております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役平谷 優子氏は、弁護士であります。当社と、同氏の所属するひかり総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小林 重道氏は、小林重道税理士事務所代表を務めております。当社と小林重道税理士事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役藏田 和樹氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。他社での豊富な企業経営経験と高い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・職責を十分に発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち3回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の経営陣幹部の選解任や報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・監査役浴森 章氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。小売業における長年の実務経験から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回のうち3回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の経営陣幹部の選解任や報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
- ・監査役平谷 優子氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち3回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の経営陣幹部の選解任や報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・監査役小林 重道氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、適宜質問し、意見を述べております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回のうち3回に出席し、客観的・中立的な立場で当社の経営陣幹部の選解任や報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合の他、会計監査人の適格性もしくは独立性を害する事由の発生により適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,720,652	流 動 負 債	2,532,863
現金及び預金	828,047	支払手形及び買掛金	288,724
売掛金	69,053	加盟店買掛金	259,522
加盟店貸勘定	139,001	短期借入金	700,000
商品及び製品	274,374	1年内返済予定の長期借入金	206,304
原材料及び貯蔵品	12,328	リース債務	169,632
立替金	196,866	未払金	409,390
その他	234,160	未払法人税等	57,298
貸倒引当金	△33,180	賞与引当金	16,971
固 定 資 産	2,151,461	預り金	123,579
有 形 固 定 資 産	1,571,010	その他	301,440
建物及び構築物	112,275	固 定 負 債	2,033,492
機械装置及び運搬具	73,189	長期借入金	401,304
器具備品	12,023	リース債務	389,545
土地	1,373,432	退職給付に係る負債	395,055
リース資産	89	資産除去債務	223,058
無 形 固 定 資 産	14,890	長期預り金	611,190
投資その他の資産	565,560	その他	13,338
投資有価証券	133,219	負 債 合 計	4,566,356
長期貸付金	6,689	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	46,538	株主資本	△718,333
敷金・保証金	355,392	資本金	2,908,867
その他	29,588	資本剰余金	683,739
貸倒引当金	△5,868	利益剰余金	△4,310,569
資 産 合 計	3,872,113	自己株式	△371
		その他の包括利益累計額	24,091
		その他有価証券評価差額金	△725
		退職給付に係る調整累計額	24,816
		純 資 産 合 計	△694,242
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,872,113

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年 3月 1日から
2023年 2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営業 総収入	10,218,705	
高収入	2,017,894	
加盟店からの収入	828,293	
その他の営業収入		13,064,893
売上 原価		7,769,592
販売費及び一般管理費		5,295,301
営業 営業利益		5,239,654
営業外収益		55,647
受取利息及び配当金	2,864	
受取手数料	3,883	
開発負担金収入	35,426	
その他	13,949	56,125
営業 外費用		
支払利息	26,796	
コミットメントファイ	7,917	
貸倒引当金繰入	1,914	
その他	2,112	38,741
特別 経常利益		73,030
特別 固定資産売却益	56	
投資有価証券売却益	44,228	
その他	385	44,670
特別 損失		
固定資産除却損失	0	
減損	322,145	
店舗閉店損	13,282	
貯蔵品の廃棄	9,641	
その他	2,562	347,631
税金等調整前当期純損失		229,930
法人税、住民税及び事業税	59,019	
法人税等調整額	△51,153	7,865
当期純損失		237,796
親会社株主に帰属する当期純損失		237,796

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(2022年 3月 1日から
2023年 2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,908,867	683,739	△4,061,783	△369	△469,546
会計方針の変更による累積的影響額			△10,989		△10,989
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	2,908,867	683,739	△4,072,773	△369	△480,536
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△237,796		△237,796
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	△237,796	△1	△237,797
当連結会計年度末残高	2,908,867	683,739	△4,310,569	△371	△718,333

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△11,367	51,480	40,113	△429,433
会計方針の変更による累積的影響額				△10,989
会計方針の変更を反映した当連結会計年度期首残高	△11,367	51,480	40,113	△440,423
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△237,796
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	10,641	△26,663	△16,022	△16,022
当連結会計年度変動額合計	10,641	△26,663	△16,022	△253,819
当連結会計年度末残高	△725	24,816	24,091	△694,242

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		1,431,467	流動負債		2,460,884
現金及び預金		650,473	買掛金		288,211
売掛金		69,053	加盟店買掛金		259,522
加盟店貸付金		137,265	加盟店借入金		103,327
商品及び製品		119,979	短期借入金		950,000
材料及び貯蔵品		12,328	1年内返済予定の長期借入金		206,304
前払費用		46,254	リース負債		169,632
短期貸付金		2,819	未払金		224,063
立替金		197,029	未払費用		23,033
未収入金		226,274	未払法人税等		11,207
リース投資資産		7,088	未払消費税		23,458
その他の資産		482	預り金		123,106
貸倒引当金		△37,581	前受収益		58,448
固定資産		2,144,173	賞与引当金		11,301
有形固定資産		1,571,010	その他の負債		9,268
建物		110,207	定期借入金		401,304
構築物		2,067	長期未払金		389,545
機械及び装置		73,189	退職給付引当金		1,254
器具備品		12,023	退職資産除却負債		419,872
土地		1,373,432	長期預り証		223,058
リース資産		89	預り金		3,157
無形固定資産		14,737	預り敷		430,226
ソフトウェア		14,622	その他の負債		177,183
その他の資産		115			12,083
投資その他の資産		558,425	負債合計		4,518,569
投資有価証券		131,219	純資産の部		
関係会社株式		15,296	株主資本		△942,202
長期前払費用		6,689	資本金		2,908,867
繰延税金資産		788	資本剰余金		683,739
保険積立金		30,660	資本準備金		683,739
敷金の保証金		360	利益剰余金		△4,534,438
その他の保証金		353,717	その他利益剰余金		△4,534,438
貸倒引当金		25,561	繰越利益剰余金		△4,534,438
		△5,868	自己換算株式		△371
			評価・換算差額等		△725
			その他の有価証券評価差額金		△725
資産合計		3,575,641	純資産合計		△942,928
			負債・純資産合計		3,575,641

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2022年 3月 1日から
2023年 2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業総収入		
売上高	4,519,196	
加盟店からの収入	579,090	
その他の営業収入	719,697	5,817,984
売上原価		3,585,714
営業利益		2,232,269
販売費及び一般管理費		2,660,333
営業外収益		428,063
受取利息及び配当金	2,733	
受取手数料	46,123	
開発負担金収入	35,426	
その他	13,349	97,633
営業外費用		
支払利息	27,285	
コミットメントファイ	7,917	
貸倒引当金繰入額	2,338	
その他	2,096	39,637
特別経常損失		370,067
利益		
固定資産売却益	56	
投資有価証券売却益	44,228	
その他	385	44,670
損失		
固定資産除却損失	0	
減損	321,559	
店舗閉店損	4,529	
貯蔵品廃棄	9,641	
その他	1,962	337,692
税引前当期純損失		663,089
法人税、住民税及び事業税	△99,796	
法人税等調整額	△35,282	△135,078
当期純損失		528,010

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年 3月 1日から
2023年 2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 金 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	2,908,867	683,739	683,739	△3,995,437	△3,995,437
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				△10,989	△10,989
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	2,908,867	683,739	683,739	△4,006,427	△4,006,427
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失				△528,010	△528,010
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△528,010	△528,010
当 期 末 残 高	2,908,867	683,739	683,739	△4,534,438	△4,534,438

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△369	△403,200	△11,367	△414,567
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△10,989		△10,989
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	△369	△414,190	△11,367	△425,557
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失		△528,010		△528,010
自己株式の取得	△1	△1		△1
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			10,641	10,641
当 期 変 動 額 合 計	△1	△528,012	10,641	△517,371
当 期 末 残 高	△371	△942,202	△725	△942,928

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

株式会社ポプラ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柳 承 煥 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 則 岡 智 裕 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ポプラの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポプラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

株式会社ポプラ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員

公認会計士 柳 承 煥 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 則 岡 智 裕 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ポプラの2022年3月1日から2023年2月28日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月26日

株式会社ポプラ 監査役会

常勤社外監査役 浴 森 章 ㊟

社外監査役 平 谷 優 子 ㊟

社外監査役 小 林 重 道 ㊟

